

○財務省令第二号
経済産業省

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第二十一号の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 林 幹雄

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年^{財務省}経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「第二十一号」を「第二十二号」に、第十八条中「第四条」を「第五条」に改める。

附 則

この省令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。